

奈良県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年十月十八日治道北部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和五年十月二十七日

奈良県知事 山下 真